

2020年市議会9月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第10号](#) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書
- [意見書（案）第11号](#) コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書
- [意見書（案）第12号](#) 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書
- [意見書（案）第13号](#) ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書
- [意見書（案）第14号](#) 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- [意見書（案）第15号](#) 核兵器禁止条約の批准を速やかに行うことを求める意見書
- [意見書（案）第16号](#) 新型コロナウイルス感染症のPCR等検査の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第17号](#) 医療供給体制のより一層の強化を求める意見書
- [意見書（案）第18号](#) 種苗法の一部を改正する法律案の撤回を求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) 石炭火力発電廃止へ方針転換を求める意見書

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）**

【新和、湖誠、公明、立志提案】

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方公共団体では、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国及び政府においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）

【公明提案】

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害など近年頻発し激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するためには、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実には起こりはじめ、今後深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

各地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などによる家屋などの被害について被災者から申請があったときその程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならないが、その証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の市役所・役場窓口に赴かなければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては市役所・役場まで車で数十分以上かかる場合もある。さらに災害時には窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、来庁者を減らすことが重要である。

記

- 1 全国 55,000 カ所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を交付できるようにすること。
- 2 マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での申請については、各地方公共団体が利用を希望すれば、すぐに運用を開始できる現状について、周知を早急に行うこと。
- 3 マイナンバーを活用した被災者台帳を全国の地方公共団体で作成できるよう推進すること。
- 4 被災者台帳システム未整備の地方公共団体が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

【公明提案】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、政府は、令和2年7月17日に閣議決定された世界最先端デジタル国家創造宣言官民データ活用推進基本計画において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させるデジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、社会全体の本格的・抜本的なデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において提出された地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」では、社会全体での徹底したデジタル化の進展は、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せられている。

よって、国及び政府においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、地方公共団体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から令和4年度に全国の地方公共団体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）

【公明提案】

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速 200km で現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001 年の本格運用開始以来、これまで全国 43 道府県に 53 機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018 年度には 2 万 9,000 件を超えた。令和 2 年 7 月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、空飛ぶ治療室の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料費、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで補填しているが、十分な額とはいえない。

よって、国及び政府においては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 ドクターヘリ運航にかかる必要経費や消費税の増税に伴う運航事業者の財政的負担の増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 2 ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
- 3 機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運行経費の減額などにより、実質的に運航事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

【公明提案】

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地で甚大な被害が発生している。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・深化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

近年、過去の最大雨量を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう防災・減災、国土強靱化はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国及び政府においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の更新と拡充を行うこと。
- 2 地方公共団体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図るとともに地方財政計画において拡充された緊急防災、減災事業費等の存続とこれに伴う地方財政措置を講じること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

核兵器禁止条約の批准を速やかに行うことを求める意見書（案）

【共産党提案】

広島・長崎に原子爆弾が投下されて75年が経過し、核兵器のない世界に向けてどうやって進むかが大きな焦点となっている。被爆者をはじめ世界の多くの人々が、二度と核兵器の使用を許さない決意の下、核兵器のない世界の実現を求める取組が大きく広がり、2017年7月に国連総会本会議では核兵器そのものを違法とする核兵器禁止条約が122の国と地域の賛成により採択された。条約の発効には、50カ国の批准が必要であるが、令和2年8月現在44カ国が批准し、発効まであと一步に迫っている。

一方でアメリカやロシアをはじめとした核保有国と日本をはじめその同盟国は、核兵器禁止条約に参加をしていない。逆に、アメリカでトランプ政権ができて以降、アメリカとロシアの間で結ばれていた中距離核戦力全廃条約（INF）は破棄され、核弾頭の数などを制限した、新戦略兵器削減条約（新START）も延長されるか不透明になっている。核兵器に関してアメリカとロシアを縛る条約がなくなる可能性が出てくるなど、核軍縮の枠組み自体が揺らいでいる。

このような中、唯一の戦争被爆国である日本政府が核兵器のない世界の取組の先頭に立って、核兵器禁止条約に署名・批准することを求める声が大きく広がっている。

東京新聞によると日本世論調査協会が令和2年6月から7月に行った世論調査では、日本も核兵器禁止条約に参加すべきと答えた人は72%に上っている。また、被爆者団体が2016年に始めた核兵器の完全廃絶を求めるヒバクシャ国際署名は、国内外から1,184万筆（令和2年3月末時点）が寄せられている。

しかし、安倍首相は広島・長崎の平和式典でのあいさつで「立場の異なる国々の橋渡しに努め、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードする」と述べながら、核兵器禁止条約には一言も触れず、条約への参加は「核抑止力の正当性を損なう」と核の抑止力にしがみつき、核兵器廃絶を究極の目標と位置付けている。

今こそこの立場を変えて、唯一の戦争被爆国である日本が被爆者をはじめとした核兵器のない世界を望む声に応えることが求められている。

よって、国及び政府においては、核兵器禁止条約の批准を速やかに行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症のPCR等検査の拡充を求める意見書（案）

【共産党提案】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、極めて憂慮すべき事態となっている。滋賀県においても令和2年7月から急増し、450人（令和2年8月31日現在）の陽性者が確認されている。この再拡大は、緊急事態宣言が発出された状況と酷似している。検査の絞り込みによって、誰が感染者かわからない状態が続き、経路不明の感染者の増大、介護施設や医療機関などでのクラスターが広がり、その対応に追われている状況である。検査対象を基本的に医師が検査の必要性を認めた患者、濃厚接触者に絞っている現在の国の検査基準のあり方に大きな問題がある。

小まめな手洗い、マスクの着用、三密を避けるなど、国民がお互いに感染防止対策を講じることはもちろんであるが、今日の感染再拡大を抑制するためには、PCR等検査を大規模に実施し、陽性者を隔離・保護する以外にない。感染を疑われる人全てを速やかに検査するなど、積極的な検査戦略に転換することが求められている。

日本のPCR検査の実績数は人口比で、世界151位となっている（令和2年8月31日現在。米ウェブサイト「worldometer」集計）。この異常な遅れを直ちに解消し、新型コロナウイルス感染症から国民の生命と暮らしを守るために抜本的な対策を講じる必要がある。

よって、国及び政府においては、何よりも国民の生命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策を総合的かつ強力に推進するため、下記事項について早急に措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 感染者が急増している地域の住民、事業所の在勤者を対象にPCR等検査を実施すること。
- 2 地域を細分化した、より詳細な感染状況を開示すること。
- 3 医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR等検査を行うこと。
- 4 検査によって明らかとなった陽性者を隔離・保護・治療する体制をより一層整備すること。
- 5 上記施策を実施するため十分な財源を確保し、各地方公共団体や医療機関に対する財政的支援を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療供給体制のより一層の強化を求める意見書（案）

【共産党提案】

新型コロナウイルス感染拡大により、大津市内複数の病院で、感染が拡大した令和2年3月から、受診控えや手術の延期などで、億単位の損失が発生している。その傾向は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院ほど顕著に表れている。

滋賀県病院協会が、加入する57病院のうち17病院の令和2年3月から5月の経営状態を集計したところ、医療収益は、前年同期比37億7,200万円（9.4%）の減少。1病院で平均2億2,200万円減となった。人件費を差し引いた収支の3月から5月の合計も55億5千万円の赤字で、前年同月比の2.4倍に損失が膨れ上がるという衝撃的な内容だった。

このままでは、新型コロナウイルスが再流行する前に県内の相当数の病院が経営破たんを招く恐れがあると、調査をした病院協会会長は訴えている。

感染者の受け入れや感染予防に、医療機関と職員は最大の努力をしている。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行前から医療現場の人手不足は、慢性的で深刻である。コロナ禍のもと、医療崩壊を起こさないためにも、医療供給体制の整備が不可欠である。

よって、国及び政府におかれては、今後の感染拡大に備えて医療供給体制のより一層の充実・強化を図るため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 感染症患者受入れを進める医療機関について、感染症患者専用病床に人員を集中することで生じる人員不足によるその他病床の休床や、入院患者の減少によって生じた収支悪化に対し財政支援をするとともに、人員不足解消のための看護師等の雇用について、医療機関の負担が増えないよう財政支援を講ずること。
- 2 病院・診療所の職員、患者、利用者の感染による外来の休診、入院受入れ休止となった場合の減収補填を講ずること。
- 3 感染症患者の即時受入れ可能な病床を継続して確保するため、緊急包括支援金や地方創生臨時交付金の繰り越しなど、柔軟な執行を認めるとともに、翌年以降も継続して拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

種苗法の一部を改正する法律案の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

農林水産省は優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会で種苗法の現行制度の見直しを検討し、種苗法の一部改正法案を第 201 回国会に上程したが継続審議になっている。

現行法で一定の要件の下に農家に認められてきた登録品種の自家増殖を、許諾制という形で禁止する改正案が成立すれば、これまで認められてきた農家のタネ取り（自家増殖）の権利が制限される。種子を毎年購入するか、または許諾料を支払って手続きをしなければならないなど、日本の農業を支える圧倒的多数の小規模農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなる。農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、国連家族農業の 10 年や小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言の精神とも相反するものである。

また、農林水産省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやいちごのような作物の海外への持ち出しや無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、農林水産省自身も 2017 年 11 月に「有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である」と食料産業局知的財産課が認めている。海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁じる必要性はない。

今回の法案では、裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては非常に有利である一方、小規模農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性もある。その結果、各地域で種子を守ってきたタネ取り農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。

また、中・小規模の種苗会社が資金的に余裕がなく、品種登録をすることができない状況が続けば、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。

自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされているが、種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動や、現在の新型コロナウイルス感染症のような世界的な危機による食料供給不足が懸念される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点からも逆行している。

よって、国及び政府においては、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法の一部を改正する法律案を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

石炭火力発電廃止へ方針転換を求める意見書（案）

【共産党提案】

二酸化炭素（CO₂）を多く排出する石炭火力発電について、非効率な発電所の削減を具体的に進めるため、経済産業省内の調査会で議論が開始された。エネルギー効率の悪い発電所を2030年までにフェードアウト（段階的に縮小）する新たな仕組みをつくるとしている。

石炭火力発電に依存する日本政府への国内外の批判を受けた動きであるが、高効率の石炭火力発電は温存・推進するとしており、基本的な立場は変えていない。国連環境計画（UNEP）は、日本に石炭火力発電所の建設を止め、既存施設を停止する日程表をつくるように勧告しているにもかかわらず、それを無視している。

また、国内の石炭火力発電所140基のうち非効率とされるのは114基とされているが、経済産業省は、非効率の定義や地域事情も検討するとしており、メディアで報じられている100基削減につながる保障もない。

元来、非効率石炭火力発電のフェードアウト方針は、2018年に安倍内閣が閣議決定したエネルギー基本計画に明記されているもので、その方針の具体化をようやく始めたのが実態である。基本計画は、石炭火力発電をベースロード電源と位置づけ、2030年の全発電量に占める割合を26%としているが、高効率の石炭火力発電は、稼働を継続させ、更新を含めて新たな建設も進める方針で、高効率といっても、CO₂排出量は天然ガスの火力発電所と比べると2倍に上る。

加えて、安倍政権のエネルギー政策の基本は、エネルギーミックスを強調し、原子力発電を推進することも必要という立場である。エネルギー基本計画では、2030年でも原子力発電の発電量比率を、再生可能エネルギーと同水準の20～22%に維持することを目標にしている。石炭火力発電や原子力発電にいつまでも固執しては、再生可能エネルギーを抜本的に増やすことはできない。

欧州では、石炭火力発電の廃止の年限を決めた国が相次いでおり、フランスは2022年、イギリスは2025年、石炭産業を国内に抱えるドイツでさえ2038年と区切っている。日本政府は根本から姿勢を改めるべきであり、現行のエネルギー基本計画は撤廃し、石炭火力発電全廃を掲げるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入・普及に全力を挙げることが求められる。

また安倍政権がインフラ海外展開に関する新戦略の骨子（令和2年7月9日決定）に盛り込んだ、石炭火力発電技術輸出への公的支援の新基準も従来の枠組みを維持している。輸出相手国の脱炭素化方針を確認できない場合、原則支援をしないとするが、相手国が石炭火力発電を選択せざるを得ない場合は、方針さえあれば何十年も温室効果ガスを排出する設備に支援をすることとしている。主要7カ国で唯一、石炭火力発電技術の輸出支援をしている国としての批判は免れない。公的支援をきっぱりやめることが国際社会への責任である。

よって、国及び政府においては、速やかに石炭火力発電廃止へ方針転換を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。